讀賣新聞　（第3種郵便物認可）

老後に関す
せ下さい
.com
57

生前贈与 子や孫のために

備える終活 ⑦

年間110万円まで非課税

福岡県内に住んでいた男性は生前、5人の孫に1人あたり計約500万円を贈与した。年間110万円までは贈与税がかからない仕組みを使った。

男性は店舗兼マンションと駐車場を所有し、年金のほかに賃貸収入があった。いくら贈与するかを検討し、出来る範囲でコツコツと1人あたり数十万円ずつ贈った。孫たちには、自分から贈与について知らせた。孫は学費などに充て、祖父への感謝を口にしていたという。

このケースのように、生きているうちに自分の財産を家族らに贈与することを生前贈与という。渡辺資産税税理士事務所の渡辺由紀子さんは「住宅の購入や教育資金など、子供や孫がお金が必要な時に資産を生かせる。相続税を減らす効果もある」と話す。

生前贈与の代表的な例は、この男性も利用した「暦年贈与」だ。110万円までは課税されない。非課税枠は贈る人ではなく、もらう人の1人あたりの金額だ。孫5人に分割して贈る場合、祖父の資産から毎年550万円を非課税で贈与できる。

注意が必要なのは、贈与は財産を贈る人の「あげた」という意思と、受け取る人の「もらった」という両方の意思で成立することだ。祖父母が孫名義の口座を作り、将来使ってもらおうと黙って預金しておくケースがある。この場合、孫側がもらったことを知らないと、暦年贈与とみなされず、課税の対象になってしまう。

渡辺さんは「日付や金額、あげた人ともらった人の署名などを書いた贈与契約書を作っておくといい」とアドバイスする。また、贈る人が亡くなる前の3年分は、相続人がもらった分に限って相続税の対象になるため、早い時期から計画的に行う必要がある。

特例措置も

暦年贈与以外に、結婚・子育てや住宅の取得の費用、教育資金について非課税で贈与できる特例措置がある。

例えば、教育資金の場合、受け取る側の年齢や所得に制限があるが、1500万円まで一度に贈与できる。学校の入学金や授業料のほか、学習塾の月謝なども対象だが、教育資金に使ったことがわかる領収書を金融機関に提出する必要がある。

ただ、子や孫のためと思い奮発しすぎると、自身の貯蓄が減って生活費が不足する事態になりかねない。

生前贈与のポイント

メリット

- もらった人の喜ぶ姿が見られる
- 住宅購入や結婚など、子供や孫がお金を必要とするタイミングで資産を活用できる
- 相続税の節税効果が生まれる

注意点

- 老後の生活費を残して贈与する
- 贈与契約書などで両者の意思を明確に
- 親族間の争いにならないよう十分に検討する

よく使われる生前贈与の例

暦年贈与

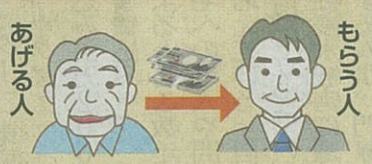

- 毎年110万円まで非課税
- あげる人が亡くなる直前の3年間分は相続財産に加算

教育資金贈与

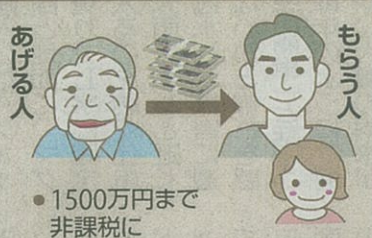

- 1500万円まで非課税に
- 使い道は教育資金に限定
- 年齢や所得に制限

贈与契約書　※例

贈与者　○○(甲)と受贈者　○○(乙)との間で下記の通り贈与契約を締結した。

第一条　甲は、その所有する下記財産を乙に贈与し、乙はこれを受贈する。

（種類）現金
（金額）500,000円

第二条　甲は、前条財産を令和　年　月　日付で乙に贈与する。

以上の契約を証するために本書二通を作成し、甲乙各自一通を保存する。

令和　年　月　日
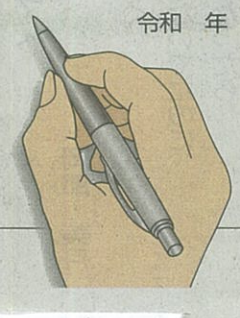
甲(住所)
(氏名)　㊞
乙(住所)
(氏名)　㊞